

明日のために改革を

2. 市政の透明化・情報発信強化と市民参画の推進

(質問数22-45)

2023年 2月定例会	本会議	代表質問	添野	<p>市政のガバナンス強化について</p> <p>(1) 政策形成過程への市民参画の現況について</p> <p>(2) 職員力の発揮について</p>	<p>(1) 各種審議会、パブリック・コメント、タウンミーティング、ワークショップなどあらゆる手法を用いて、市民参加・参画をうながしてきた。全庁を挙げて、政策形成過程への市民参画に取り組んだ結果、現在では、審議会等に公募委員に参画してもらうことが、全庁的に定着をしてきたところ。</p> <p>(2) 制度移行後についても、任用所管課から給料等の増額の要望があったら、随時、各任命権者において協議を行い、適正な給与水準の確保に取り組んでいる。</p>
2023年 2月定例会	総合政策	議案外	高柳	<p>統一地方選挙を前に一投票の権利を保障するために</p> <p>(1) 有権者数・投票率の推移</p> <p>(2) 投票弱者への配慮について</p>	<p>(1) 直近の選挙人名簿登録者数は、令和4年12月1日現在110万9590人。前回の平成31年執行、さいたま市議会議員一般選挙における有権者数及び投票率ですが、有権者数は105万8237人で、投票率は38.16%。また、前々回の平成27年執行、さいたま市議会議員一般選挙における有権者数及び投票率は、有権者88万4635人で、投票率は40.39%。令和3年に実施したさいたま市民の政治・選挙に関する意識調査によると、20歳代は、選挙があることを知らなかった、政治や選挙へ関心がないなどが主な理由として挙げられている。また、80歳以上では、病気などで体調がよくなかったが最も多い理由として挙げられている。市選挙管理委員会では、投票率向上のための取組として、若年層への啓発に力を入れており、市公式ツイッターやLINE、フェイスブックを積極的に活用し、選挙啓発ポスターコンクールの参加や寄附の禁止などの選挙に関する情報提供を行うとともに、選挙の際には、投票日の周知と投票参加の呼びかけを行っている。また、将来の有権者への啓発も重要なことから、中学3年生への選挙副読本の配布や、児童生徒を主な対象とした職員等による選挙啓発出前講座などの啓発活動に取り組んでいる。近年では、選挙啓発出前講座の内容を動画化し、教員や児童生徒に配布されたタブレットで視聴できる環境を提供することで、学校の都合に合わせて自主的に主権者教育に活用できるよう取り組みを進めている。</p> <p>(2) 投票所にアクセスすることが困難な場合への対応だが、要介護者は訪問介護サービスの通院等乗降介助を利用して選挙の投票を行うことができるため、所管課を通じて介護保険の利用を案内する市ホームページにその旨を掲載するなど、利用できるサービスについて周知している。そのほかに、一定の障害の者や要介護5の要介護者は、事前に登録することで、自宅等の現在する場所で郵便等による不在者投票をすることができる。施設や病院に入所・入院者への対応ですが、入所や入院中の施設等が県選挙管理委員会から指定を受けている場合は、その施設において不在者投票をすることができる。市選挙管理委員会においては、選挙の際に、市内の指定施設に対して説明会や通知により不在者投票の適正な実施について周知を行っている。指定施設の数、12月時点で、110件。それから、カテゴリーで分けると、病院で28件、介護老人保健施設で17件、特別養護老人ホームで42件、その他で23ということで、全部で施設が110か所となっている。指定を受けるための要件は、おおむね50床、入所定員50人以上の規模の施設であるこ</p>

					と。それから、施設内に投票記載場所として使用できる共用スペースがあること、それから、選挙時に不在者投票事務を行う人員が確保できること、その他適正な不在者投票の実施に支障がないと認められることが要件となっている。50床未満の場合でも相談に乗っていただける。
2023年 6月定例会	本会議	代表質問	高柳	<p>市政運営の透明化と市民参画の推進に向けて</p> <p>(1) 公文書は誰のものか</p> <p>(2) 文書管理の強化について</p> <p>(3) 出資法人や指定管理者等は対象外となるのか</p> <p>(4) 歴史文書にはファイリングや開示請求などの規定がないが問題はないのか。</p> <p>(5) 公文書機能の整理について、具体的な取組を伺う。</p>	<p>(1) 地方公共団体も同法の趣旨にのっとり、保有する文書の適正な管理等に努めるよう規定されていることから、本市においても、その目的は同法と同様の認識</p> <p>(2) 平成30年12月に文書の取り扱いの厳格化を図るための改正を行っている。具体的強化が図られたところで、主に事案の処理に伴う文書の作成の明確化について規定をした。その他、整理及び保存の徹底、廃棄時の確認の強化について、改正をしたところ。</p> <p>(3) 今年度、外郭団体主催の研修に講師を派遣し、文書管理研修を実施する予定。</p> <p>(4) アーカイブズセンターが引き継いだ歴史資料の法令上の規定について、現在、利用の手続き等を規定した「利用要綱」を定めている。今後は他の政令市の状況を調査し、歴史資料の規定について一層の充実を図っていく。</p> <p>(5) 公文書館の整理については、学識経験者等の専門家と協議を重ねながら公文書館機能の整理を進めていく。歴史資料はすべて公開の対象ではなく、さいたま市歴史資料利用要綱で4項目目規定していて、制限している場合がある。</p>
2023年 6月定例会	本会議	代表質問	高柳	<p>市政運営の透明化と市民参画の推進に向けて</p> <p>(1) (2) 市民意見の反映について</p>	<p>(1) (2) 「わたしの提案」については、3,007件、4,055項目の提案があり、「パブリック・コメント」のうち、23.2%にあたる941件を反映している。「パブリック・コメント」については、19件を実施し、そのうち、結果公表済の17件については、506項目の意見をいただいている。素案の修正を行った項目としては、15.8%に当たる80件。パブリック・コメント制度の対象事業の選定について、制度要綱で規定しており、これに照らして、実施について各事業で判断することとなる。</p>
2023年 6月定例会	本会議	代表質問	高柳	<p>(1) 投票困難者への合理的配慮について</p>	<p>(1) 投票所においては、段差解消のためのスロープや老眼鏡、点字器等を設置しているほか、聴覚障害のある方とのコミュニケーションを円滑にするため、投票の流れを記載した「指差し案内表」を配置している。また、全従事者に対し「介助等が必要な方への対応マニュアル」を配布している。心身の故障等により、選挙人自ら投票用紙に候補者の氏名を記載することができない場合、投票所の係員が代筆する代理投票の制度がある。さいたま市内全体で547名が利用した。投票所へ行くことが困難な方に対する取組、事前に登録することで、自宅等の現在する場所で郵便等による不在者投票については、今回の市議会選挙では、104名の方が投票した。県選挙管理委員会から指定を受けている施設や病院に、入所・入院されている方は、その施設内で不在者投票を行うことができる。今回の市議会選挙では、79施設において713名が投票している。</p>

2023年 6月定例会	本会議	一般質問	佐伯	若者の投票率アップについて ① 取組の現状について ② 声を形に。	① 今回の市議会議員選挙では、過去の意識調査から、若者の情報収集がSNSが主流であるとの結果を踏まえて、従来のヤフージャパンのバナー広告に加え、新たにライン、ツイッターのバナー広告を利用して、投票行動につなげるための取組みを進めた。 ② タウンミーティングにおいても、中学3年生以上を対象として参加できるようになり、子供たちは毎回しっかり下調べをして自分自身の意見もしっかり発表して素晴らしい意見も出ている。若者議会は子供や若者の意見を様々な施策に反映し、その実現を図る仕組みであると同時に、社会参画意識の向上につながる大変興味深い取組みであると考えている。
2023年 6月定例会	総合政策	議案外	相川	シティセールスの推進について (1) さいたま市の公共施設利用者数について (2) 訪問意向形成事業による公共施設の誘因について	(1) 無料とした19施設の本年5月1日の利用者数については、8,555人。コロナ禍前の令和元年の平均来場者と比較したもので単純な比較はできないが、おおむね26%の増。区分を設けている方の施設において集計したところ、おおむね9割程度は市内在住の方となっている。 (2) インターネット広告などの活用によって、本市の魅力あるイベントや観光資源などの情報を市内外へ発信をしている。多くの来場者でにぎわうイベントの開催時においては、市内の主要駅において 懸垂幕の掲出のような魅力発信を併せて行うことで、本市への訪問人口や交流人口の拡大を図っている。
2023年 6月定例会	総合政策	議案外	相川	選挙事務について (1) 無効票や按分票について (2) 電子投票の採用について	(1) 記号式投票は、有権者の意思を正確に反映できること、あと自書が困難な選挙人も容易に投票できるものと考えている。一方で、記号式投票は投票日当日のみ導入することができるが、投票用紙の種類が2種類になってしまうこと等、コスト面や運用面での課題がある。記号式投票の導入については、現状考えていない。 (2) 電子投票の導入に際しては、電子投票を管理するシステムを新規に導入し、各投票所の記載台に足りる数のタブレット端末や投票記録を保存するサーバーを設置する必要があり、機器の調達やコスト面での課題があるものと認識している。現在電子投票を導入している自治体はない。
2023年 6月定例会	総合政策	議案外	相川	広告事業の推進について (1) 新規での広告事業の検討について	(1) 広告事業については、本市の資産を広告媒体として活用することで、新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的として実施している。また、ネーミングライツ、施設命名権についても野球場やサッカー場などの公園施設、体育館、歩道橋に導入することで財源確保に努めている。現時点での直近の実績は令和3年度決算となるが、令和3年度の広告事業の実績のうち最も高額だった事業については、市報さいたまへの広告掲載で年額は1346万4000円。
2023年 6月定例会	総合政策	議案外	相川	広聴事業について (1) 市民参加型合意形成プラットフォームについて	(1) 市民と市長が直接対話をするタウンミーティングや市長への提案制度、わたしの提案をはじめ、様々な形で市民の御意見を伺うための取組みを行っている。
2023年 6月定例会	文教	議案外	佐々木	学校の教員の応募状況と意識調査について (1) 意識調査アンケートについて	(1) 教員の意識調査のほうについて、教育委員会では全ての市立学校を対象に、さいたま市教員等の勤務に関する意識調査、これを毎年実施している。本調査では、やりがい、満足感、

				<p>(2) 栄養教諭の意識調査の結果について</p> <p>(3) スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの役割</p>	<p>負担感、多忙感について、それぞれの複数の具体的な場面、また要因等の選択肢から回答できるようにしているので、自由記入欄、これがなくとも調査対象者の気持ちにしっかりと寄り添って回答が得られるものというふうを考えているので、自由記入欄は設けていない。</p> <p>(2) 教員等の勤務に関する意識調査の結果において、やりがい、満足感の項目は、栄養教諭で88.9%、全職種で92.8%。また、負担感、多忙感については、栄養教諭で89.1%、全職種で88.1%というふうになっていて、職種による違いは見られるものの、極めて大きな差異ではないというふうには捉えている。栄養教諭は各校に1人配置、また職務の特殊性、日々の些細な疑問、こういったことを解消することが非常に難しく、悩みを抱えることがある場合もあると認識している。</p> <p>(3) スクールカウンセラー、またスクールソーシャルワーカーは、児童生徒の複雑化・多様化した課題を解決するために大変重要な役割を担っており、その存在はチーム学校の一員として教職員を補助する貴重な存在になっているというふうには認識している。児童生徒、また保護者への対応について専門的な知見を生かして教職員への適切な助言、これを行うことで、教職員を助ける大きな力になっているというふう思う。</p>
2023年 6月定例会	保健福祉	議案外	松本	<p>医療分野のデジタル化とDXについて</p> <p>(1) 医療分野のデジタル化について</p> <p>(2) お薬手帳アプリについて</p>	<p>(1) (2) 個人の健康増進に資する医療分野のデジタル化に向けては、これら国の動向を注視するとともに、他市の事例等の情報収集をしながら、閲覧アプリの導入なども含めて関係各課、医師会、薬剤師会等の団体とも連携をして進めていきたい。</p>
2023年 9月定例会	総合政策	議案外	相川	<p>未利用地について</p> <p>(1) さいたま市が所有している未利用地について</p> <p>(2) 市民への貸し出しについて</p>	<p>(1) 本年8月末時点での未利用地総数は211件、このうち10年以上活用されていないものは158件。その内訳は、事業未着手等の行政財産が118件、利用用途未定の普通財産が40件となっている。また、最も長く活用されていないものは、取得から60年が経過している状況。</p> <p>(2) 貸付けの可否については、未利用地の状況、申込みの内容等を踏まえ検討、判断する。貸付条件としては、1年未満の貸付けとし、貸付料は普通財産貸付料算定基準により算出することとなっており、具体的な一時貸出しの例としては、事業者の資材置場や駐車場用地などで、件数は僅少。未利用地の有効活用は、積極的に推進すべきものと認識している。市のホームページでも公表して、市民の方から広場、グラウンド等の利用の要望があった際には、スポーツ文化局が実施している未利用市有地を活用した多目的広場の整備事業を活用するなど、関係所管と連携を図りながら適切に対応していきたい。</p>
2023年 9月定例会	総合政策	議案外	相川	<p>質の高い行政運営のために</p> <p>(1) 会計年度任用職員制度について</p> <p>(2) ハラスメント対策について</p>	<p>(1) 会計年度任用職員の数だが、増加傾向にある。障害者の雇用については、例えば図書館や市立病院で雇用をしている職のほかに、民間企業等で就労を目指す知的障害者や精神障害者をステップアップオフィスにて雇用しているところ。</p> <p>(2) 職員からハラスメントの関係ある相談については、各人事担当課に設置してある相談窓口で受け付けをしている。ハラスメント相談に対する対応について、さいたま市職員のハラスメントの防止に関する要綱というものがあり、これに基づいて実施している。実際に相談があった場合には、秘密保持に十分留意した上で相談者と面談を行い、事案の詳細な相談</p>

				(3) メンタルヘルス対策について	<p>者から希望する対応であるとか、事案の詳細であるとか、相談者が希望する対応などについて複数名で聞き取りを行っている。対応については、相談者の希望を尊重しながら方針を決定して、相談者への助言、関係者に対する具体的な調査、所属長を通しての指導などについて、職務の環境の改善に図っている。カスタマーハラスメントに関する相談件数は、令和4年度については3件。その内容については、事務処理ミスに関する過度の謝罪の要求が1件、要望事項に関する過度の要求が2件。</p> <p>(3) 病気休業者への復職に向けた支援としては、まず産業医や保健師等の健康管理スタッフによる健康相談を実施して、病気休職者の体調や復職意欲の確認を行い、状況に応じて所属長等と職場環境の調整を実施している。その後、復職に向けた準備が進むと、医療関係のリワークデイケアの活用や職場リハビリテーションの実施後に復職となり、復職後についても、再発せずに勤務が継続できるよう健康管理スタッフによるフォローアップ面談等を定期的実施している。</p>
2023年 9月定例会	総合政策	議案外	相川	<p>パブリック・コメントについて</p> <p>(1) パブリック・コメントの意見提出数について</p> <p>(2) 今後のやり方について</p>	<p>(1) 意見提出数が10件以下だったもの、令和4年度は19件中12件。一つ一つの意見について、内容を項目別に分類した上で精査をして、それぞれの意見に対するその市の考えを取りまとめている。</p> <p>(2) チェックリストに関する進行管理をしっかりと行い、効果的な周知がされるようにより一層意識して取り組んでいきたい。LINEをはじめとして、SNSの活用はしっかりと周知していきたい。</p>
2023年 12月定例会	本会議	一般質問	永井	(1) SNSを活用して若者が広げるさいたま市の魅力について	(1) 若い世代に人気のあるインスタグラムなどを活用し、市内の魅力ある風景やお勧めスイーツの投稿企画などを実施している。大学生との意見交換では、SNSを使った写真コンテストや宝探しなど、若者視点からのアイデアをいただき、現在実現に向けて検討を進めている。
2024年 2月定例会	総合政策	議案外	相川	<p>行財政シンカ進会議について</p> <p>(1) 本会議の効果検証について、この会議が例えばきっかけとなって変わった行財政の案件はあるか。</p> <p>(2) 「若手中堅職員の取組（報告）」のその後について</p>	<p>(1) 電子申請と窓口で従来どおり紙で受け付けるケースというのがある。そういった場合には、紙を印刷して持ってきていただくといった手法もあるとは考えているので調査検討したい。フィッシングサイトの注意喚起というのは、埼玉県警のほうをはじめとして広くやっている。市のデジタル改革推進部としても、埼玉県警との連携は密に取っている。誤って入力してしまった場合、なるべく事前の啓発というタイミングで、もし万が一の場合は、例えば信販会社とか、カード会社なのか金融機関との連絡を密にするようにということも併せて啓発することで、こういった事件が起こらないような方向に何とか導いていきたい。</p> <p>(2) クールビズ、ウォームビズについては、クールビズ、ウォームビズ取組推奨期間を設定して、冷暖房に頼り過ぎないビジネススタイルを市職員が率先して推進することとして、既に実施している。これを通年化するというものだったが、市民に不快感を与えない服装とするという観点も必要だといった上で取り組んでいて、実施に当たっては、市民の皆様を感じ方を考慮した上で検討する必要があると思う。</p>

2024年 2月定例会	市民生活	議案外	高柳	<p>町名の変更等について</p> <p>(1) 失われた町名について</p> <p>(2) 旧町名の復活について</p> <p>(3) 具体的な手続きについて</p>	<p>(1) 区画整理等の実施により町名が継承されなくなった町名については、旧与野市の大字与野、旧浦和市の西浦和及び大字井沼方の3町名となっている。大字与野については昭和62年10月、西浦和については昭和53年7月、大字井沼方については平成18年9月となっている。現在の町名は、大字与野の現在の町名は桜丘、本町西、円阿弥、本町東、下落合。西浦和は内谷、曲本、四谷。大字井沼方は東浦和である。</p> <p>(2) 金沢市以外の市町村において旧町名を復活した事例としては、東京都千代田区や長崎県長崎市、埼玉県内では鴻巣市で旧町名を復活させた事例がある。県内の鴻巣市においては、直近の事例ですが、平成27年8月に旧町名である鞠子及び新屋敷を街区符号として復活させたとのこと。</p> <p>(3) 住民から町名を変更する要望書を提出していただく際には、住居表示に関する法律に規定される住所の表示が住民の日常生活に不便を与える地域であり、地域住民が住所を変更することについて合意していることが条件であると考えている。また、町名や町界は地域住民の生活や地域コミュニティに直接影響があることから、町名や町界の変更を要望する際は、変更案を住民から提案いただくことを想定している。その際、新たな町名の案が住居表示に関する法律に規定される。できるだけ従来の名称に準拠し、できるだけ読みやすく、かつ簡明なものに該当すれば、旧町名の使用も可能となると考えている。さいたま市町名町界審議会条例では、委員は、学識経験を有する者、地縁による団体の代表者、関係行政機関または市内の公共的団体の代表者と規定しているので、所管としては、いずれかの規定に合致し、かつ歴史的見地から意見をいただける方を委員として選任させていただきたいと考えている。</p>
2024年 6月定例会	本会議	一般質問	堤	<p>住民の合意形成プロセスについて</p> <p>(1) 政策実施の合意形成プロセスについて</p> <p>(2) 住民参画の土壌をつくる、地域の担い手育成のために</p> <p>(3) 住民の意見を取り入れた内容の伝え方について</p>	<p>(1) 市民ファシリテーターの手法も、政策に関する丁寧な合意形成を図る上で効果的な手法の一つであると考えている。今後とも、それぞれの政策に応じた適切な手法を用いながら、市民の皆様の声に丁寧に耳を傾け、施策や事業を進めていきたい。</p> <p>(2) 引き続き市民活動団体との協働により実施する。対象は高校生に限定せず、小学生から大学生を対象とし、年6回の講座を開催する。地域の担い手育成は大変重要であると認識しており、今後も引き続き本事業を実施し、市民活動を担う人材を育成するとともに、市民活動の活性化を図っていく。</p> <p>(3) 武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校設置について、広く市民に説明する機会を設け、いただいた意見を建設計画に反映してきたところ。沼影公園屋内プールの存続や利用できない期間の短縮を求める声に対し、浦和大里小学校プールを温水化することとし、市民にも利用いただけるよう対応した。利用できない期間が約1か月となり、大幅な短縮をすることができ見込みとなった。新設校舎の設計において通学時の混雑を心配する声に対して、分散を図れるよう学校敷地への入り口を複数設けるなど、安心して過ごせる環境づくりにも努めている。これまでの説明会開催やホームページへの資料掲載に加え、今年3月より新たに開校準備の進捗状況等をまとめた通信を発信し、情報提供に努めている。</p>

2024年 9月定例会	本会議	代表質問	高柳	分権と自治を重視する市政について (1) 2024年地方自治体改正について (2) 自治基本条例論議の再開について	<p>(1) この度の改正で新たに設けられた、国の地方公共団体に対する補足的な指示は、その行使に当たって、限定的かつ必要最低限の範囲で行われるべきものと考えている。そのため、昨年9月に、国と地方公共団体の対等・協力の関係という地方分権改革の目的・理念が後退することがないように、「極めて限定的かつ厳格な運用となるよう慎重に検討すること」等を指定都市市長会として国に要請をしたところ。今後も、住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理することを基本とする地方分権の理念に沿って市政を推進していきたい。</p> <p>(2) 2012年5月には、自治基本条例素案の趣旨も踏まえた、さいたま市自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例が新たに制定され、さらに令和3年には、市制施行20周年を機に、市民としての心がけや志をうたう行動指針として、市民憲章が制定されるなど、自治基本条例を取り巻く状況は現在まで大きく変化していると考えている。自治基本条例素案に盛り込まれた事項の多くが、既存の条例や実施事業等によって既に具現化されているため、現段階で直ちに自治基本条例制定に向けた検討を再開する状況には至っていないと考えている。自治基本条例の制定に向けては、市民や議会の理解をいただき、本市全体の気運の高まりも必要と考えている。住民投票の条例化や総合振興計画についての条例化がされていないことは認識している。この必要性については、タイミング等を含め、しっかり情勢を含めて整理しながら検討していきたい。</p>
2024年 9月定例会	本会議	代表質問	高柳	行革推進と透明性向上の市政について (1) 行政改革の推進について	<p>(1) 公共サービスに対する市民ニーズに的確かつ持続的に応えていくためには、厳しい競争の中でノウハウを積み重ねた民間事業者などの力を最大限に活用していくことが重要である。PFIは公民連携の代表的な手法のひとつであり、取組を更に推進することとされている。一方で、近年の建設資材や人件費等の高騰により、適正な利益の確保が見通せないことから、民間事業者の手が挙がりづらい状況にあると認識をしている。令和6年6月に内閣府において「PPP・PFI推進アクションプラン」が改定され、「民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築」の推進について、方向性が示された。これを踏まえて、事業構想段階からの官民対話の促進や、物価変動にかかる適切なリスクの分担、また、地域プラットフォームの積極的な活用などにより、民間事業者にとって魅力的な事業となるよう努めていきたい。歳入に占める「使用料・手数料」の割合について、他の指定都市との比較において、本市の使用料、手数料の構成比が低い状況にある。公の施設に係る維持管理経費に対して、負担のあり方などに関する基準を設けている他都市もあり、本市においても一定の基準が必要ではないかと認識している。当該基準の検討においては、単に維持管理経費に対する負担のあり方だけでなく、施設の満足度や利用者数の向上に向けた検討も同時に行う必要があると考えている。公共施設マネジメント基金の各年度の積立に関する基本的な考え方について、今後の財政見通し等も踏まえ、これまでのように機械的に目標額を定め、毎年度一定の額を基金に積み立てるという運用ではなく、当面の予防保全に必要な基金残高を一定規模維持しつつ、毎年度の一般会計決算における実質収支の状況や各年度の予算編成の状況等を踏まえ、その都度、柔軟かつ適切に対処していきたい。公共施設の老朽化対策については、従来の「時間計画保全」の考え方に、「状態監視保全」の考え方を加味し、建物の劣化状況などにより、緊急度の高い施</p>

				(2)「公文書」の拡大に向けて	<p>設の予防保全を優先的に実施するよう運用改善を図るとともに、外壁、屋根、空調設備、トイレ等、適宜必要な維持改修等を実施することにより、限られた資産を有効活用し、「公共施設の適切な保全」の観点と「持続可能な財政運営」の観点、「事務執行体制」の観点を両立させながら、安心・安全で持続可能な公共サービスを提供していきたい。地域プラットフォームの積極的な活用について、「公民連携セミナー」を開催するなどしており、今後も公民連携の推進に向けて、積極的に「さいたま公民連携コミュニティ」を活用していきたい。</p> <p>(2) 文書管理研修の参加団体は、本市の外郭団体である、スポーツ協会、スポーツコミッション、文化振興事業団、浦和地域医療センター、社会福祉協議会、社会福祉事業団、シルバー人材センター、産業創造財団、観光国際協会、公園緑地協会、都市整備公社、与野都市開発、北浦和ターミナルビル、岩槻都市振興、土地区画整理協会の15団体、また、埼玉水道サービス公社合わせて16団体。研修の内容について、本市で行っている文書事務の一連の流れの基礎的な知識について講義。今年度8月にも研修をして、保存期間満了後の歴史的資料の収集についても取扱った。出資法人の中には永年保存の規定がない団体がある。現状でできることとして、外郭団体職員を対象とした文書管理研修の中で、文書保存の重要性や歴史文書の永年保存について周知し、対応に努めている。出資法人の重要文書については、本市アーカイブズセンターで引継ぎ、保管をすることが適切なのか、各団体が主体的に保管をすることが適切なのか、その他にどのような方法があるのかについて、まずは、他の政令指定都市等の状況を調査研究していきたい。協議会を設立し、定期的に意見交換を行っている。</p>
2024年 9月定例会	本会議	一般質問	佐々木	<p>市民参画でつくるまち～みんなの声でつくる公園について～</p> <p>(1) 住民参画で作る身近な公園について</p> <p>(2) 公園の機能、価値を高める活用について</p>	<p>(1) 地元自治会や近隣住民を中心に意見交換会を実施し、広く意見聴取を行っており、意見交換会以外にもワークショップ等による地元の意見聴取も行っている。多様な利用団体が多く活動している別所沼公園では、協議会を設立し、定期的に意見交換を行っている。規模が大きく利用者が多い公園等では、指定管理者が中心となり連絡協議会を開催している。</p> <p>(2) 民間事業者との連携について、民間事業者の創意工夫を取り入れ、賑わいを創出するため、Park-PFI 制度を活用した公園整備や指定管理制度を導入して公園管理を行っている。Park-PFI 事業においては、開園前の段階からイベントなどを行い、公園に親しみをもってもらえる取組を実施している。指定管理者の自主事業においては、キッチンカーやマルシェの開催等、花火やバーベキューができるスペースの開放など、公園の楽しみ方を広げるための取組を実施している。指定管理者の裁量による許可において、地域のお祭りなどで公園を活用できる取組も行っている。市民団体との連携については、プレイパークの実施団体と協定を締結し、別所沼公園で週2回通年開催をしている。令和4、5年度には、市民局、子ども未来局と連携し、さいたまマッチングファンド助成金を活用した移動型プレイパークを3か所の公園で開催した。今後も引き続き民間事業者や市民団体と連携を深めることで、公園の楽しみ方を広げ公園機能を高め、まちの活力や賑わい創出につながる取組を実施していく。</p>